

## 会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和元年度第1回湧別町地域公共交通会議
開 催 日 時	令和2年 1月24日（金）13時30分 開会 14時00分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティーセンター 2階大会議室
出 席 者 名	石田会長（湧別町長）、刈田委員（湧別副町長） 南保委員（北見バス）、大島委員（北紋バス）、 坂本委員（中湧別ハイヤー）、深澤委員（湧別ハイヤー）、 福原委員（代理 菅原）（湧別小型運送）、増川委員（遠軽警察署） 藤原委員（私鉄総連北見バス支部）、斉藤委員（自治会連合会） 牧野委員（PTA連合会）、久保田委員（北見運輸支局） 橋爪委員（代理 猪狩）（オホーツク総合振興局） 安藤委員（福祉課長）、尾山委員（教育総務課長） 星委員（健康子ども課長）、岩佐委員（建設課長） 事務局：前川課長、出口主幹、宮本主査、片岡主事（住民税務課）
欠 席 者 名	山下委員（北海道開発局遠軽開発事務所）
傍 聴 人 の 数	2名
会 議 の 内 容	(1) 辞令交付 (2) 西芭露線の廃止について (3) その他 1. 条例の整備について 2. 今後の予定について (4) 意見交換
会 議 資 料	令和元年度第1回湧別町地域公共交通会議議案
会 議 録	<input type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 ） <input type="checkbox"/> 無
備 考	

## 結果要旨

### 1. 開会

### 2. 委員長挨拶(石田町長)

### 3. 辞令交付

○人事異動に伴う委員の変更があったため下記の者へ辞令交付を行った。

- ・湧別町 PTA 連合会 会長 牧野 秀昭
- ・オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長 橋爪 一樹  
(代理人：猪狩氏)
- ・北海道北見方面遠軽警察署 交通課長 増川 貴史

### 4. 議事

#### (1) 西芭露線の廃止について

○事務局より説明→質疑なし→原案のとおり承認

#### (2) その他

##### 1. 条例の整備について

○事務局より説明→意見要望なし

##### 2. 今後の予定について

○事務局より説明→質疑なし

#### (3) 意見交換

##### ○北見運輸支局

- ・活性化再生法の見直しの実施（今年度中に施行予定）  
→地域公共交通網形成計画作成について  
現行：計画策定ができる → 改定後：努力義務化
- ・タクシーの運賃改定
  - ・初乗り運賃の値上げ及び加算運賃の距離の短縮
  - ※労働環境の整備と人材確保が目的

##### ○オホーツク総合振興局地域政策課地域連携推進室

- ・小学校の子ども達を対象としたバス、JR を含めた利用促進事業を企画中  
(令和2年2月から1か月間実施する予定)

## 湧別町地域公共交通会議委員

湧別町地域公共交通会議第3条の交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

号	委員区分	所属	役職	氏名
1号	町長及びその指名する者	湧別町	町長	石田 昭 廣
			副町長	刈田 智 之
2号	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	北海道北見バス(株)	取締役自動車部長	南 保 稔
		北紋バス(株)	常務取締役	大 島 喜 隆
3号	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者	(有)中湧別ハイヤー	代表取締役	坂 本 浩
		湧別ハイヤー(株)	代表取締役	深 澤 紀 明
		湧別小型運送(株)	代表取締役	福 原 裕 二
4号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者	日本私鉄総連北海道地方労働組合北見バス支部	執行委員長	藤 原 義 之
5号	住民又は利用者の代表者	湧別町自治会連合会	副会長	斉 藤 安 雄
		湧別町PTA連合会	会長	牧 野 秀 昭
6号	北海道運輸局北見運輸支局長又はその指名する者	北海道運輸局北見運輸支局	首席運輸企画専門官	久保田 一 好
7号	北海道オホーツク総合振興局長又はその指名する者	北海道オホーツク総合振興局地域創生部	地域政策課長	橋 爪 一 樹
8号	町職員	湧別町	福祉課長	安 藤 克 己
			教育総務課長	尾 山 弘
			健康こども課	星 義 孝
9号	その他道路管理者、北海道警察、知識及び経験を有する者等町長が必要と認める者	北海道北見方面遠軽警察署	交通課長	増 川 貴 史
		北海道開発局遠軽開発事務所	道路計画課長	佐 藤 孝 司
		北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所	所 長	山 下 和 幸
		湧別町	建設課長	岩 佐 範 行
事務局	湧別町 住民税務課		課 長	前 川 孝 一
			主 幹	出 口 幹 敏
			主 査	宮 本 義 久
			主 事	片 岡 涼 弥

令和元年度

第1回 湧別町地域公共交通会議

日 時：令和2年1月24日（金）  
13時30分～

場 所：上湧別コミュニティセンター  
2階大会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 町長挨拶

4. 協議事項

（1）西芭露線の廃止について

（2）その他

①条例の整備について

②今後の予定について

③情報交換

5. 閉 会



## (1) 町営バス 西芭露線運行廃止について

### ○趣 旨

町営バス「西芭露線」は一般利用者が殆ど無く、今後においても利用者の増が見込めない事から、令和2年3月末をもって廃止するものです。

なお、町営バス廃止後の同区間はスクールバスを運行し、一般住民の混乗も可能とすることで地域住民に支障が出ないようにいたします。

この度、関係自治会との協議が整いましたので、交通会議にて協議をお願いするものです。

### 【「西芭露線」の運行状況等について】

西芭露線の利用者内訳は下記のとおりとなっており、殆どが就学児童となっています。

平成30年3月までは東芭露線も運行していましたが、一般利用者が殆ど無く西芭露線と重複する区間もあったことから東芭路線は廃止し、就学児童は西芭露線を利用する事としていました。

今年度に入り、東芭露地区に就学児童を持つ世帯が転入して来たため、地元自治会から、再度バスの運行を求める要望が寄せられました。

関係団体や自治会とも協議をした結果、東芭露地区・西芭露地区・上芭露地区はスクールバスによる運行が望ましいとの結論が出たことから令和2年3月末をもって西芭露線を廃止するものです。

なお、廃止後はスクールバスを運行する予定であり、一般利用者はスクールバスに混乗する事で地域住民に支障が出ないようにします。

### 西芭露線利用実績

年 度	総利用者	就学児童	一般利用者
令和元年度	3, 289名	3, 289名	0名
平成30年度	3, 844名	3, 833名	11名
平成29年度	4, 012名	4, 012名	0名
平成28年度	3, 875名	3, 870名	5名
平成27年度	4, 821名	4, 819名	2名

※1 令和元年度は4月～12月の数値です。

※2 平成29～27年度は東芭露線と西芭路線を合計した数値です。

## (2) その他

### ①条例の整備について

現在、当公共交通会議は「湧別町地域公共交通会議設置要綱」に基づき運営していますが、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い令和2年4月より条例化が求められているところです。

他にも条例化が必要な団体・協議会がある事から令和2年3月の町定例議会に条例案を提出する予定です。

なお、大きな変更は検討していませんが報酬および費用弁償について定める予定です。

### ②今後の予定について

#### 市町村運営有償運送の更新について

令和2年9月末で現在の市町村運営有償運送の許可が満了となり更新が必要となることから、8月中に会議を開催する予定です。

### ③情報交換

条 例 案	現 要 綱
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、湧別町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>(交通会議の組織)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 町長及びその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者</p> <p>(5) 住民又は利用者の代表者</p> <p>(6) 北海道運輸局北見運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(7) 北海道オホーツク総合振興局長又は</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、湧別町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>(交通会議の組織)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 町長及びその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者</p> <p>(5) 住民又は利用者の代表者</p> <p>(6) 北海道運輸局北見運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(7) 北海道オホーツク総合振興局長又は</p>

条 例 案	現 要 綱
<p>その指名する者</p> <p>(8) 町職員</p> <p>(9) その他道路管理者、北海道警察、知識及び経験を有する者等町長が必要と認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。</u></p> <p>(交通会議の運営)</p> <p>第5条 交通会議に会長を置き、町長がこれに当たる。</p> <p>2 <u>会長は、交通会議を代表し、会務を総括し、議長を務める。</u></p> <p>3 <u>会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議は、会長が必要と認める場合に開催する。</p> <p>2 交通会議は委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p>	<p>その指名する者</p> <p>(8) 町職員</p> <p>(9) その他道路管理者、北海道警察、知識及び経験を有する者等町長が必要と認める者</p> <p>2 前項各号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。</p> <p>(交通会議の運営)</p> <p>第4条 交通会議に会長を置き、町長がこれに当たる。</p> <p>2 交通会議は、町長が必要と認める場合に開催する。</p> <p>3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括し、議長を務める。</p> <p>4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 交通会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>6 交通会議は、原則として公開とする。</p> <p>7 交通会議の庶務は、町営バス主管課において処理する。</p>

条 例 案	現 要 綱
<p>3 交通会議の議決方法は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができるものとする。</p> <p>5 会長が必要と認めるときは、交通会議は書面によって開催し、書面による決議を行うことができるものとする。</p> <p>6 会長は、書面による決議を行った場合、書面により速やかに委員に報告するものとする。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第8条 委員に報酬を支給する。</p> <p>2 委員が会議及び費用弁償の額並びに支</p>	<p>(書面による決議)</p> <p>第5条 交通会議は、次の各号のいずれかに該当し、町長が認めるときは、書面による決議を行うことができる。</p> <p>(1) 交通会議に提案され協議・調整を行った地域の需要に即した運送事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更</p> <p>(2) 至急の決議が必要で、会議を開催する余裕がない事項</p> <p>(3) 事前に交通会議において、書面による決議の了承を受けている事項</p> <p>2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の交通会議において、その内容を報告しなければならない。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>

条 例 案	現 要 綱
<p><u>給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。</u></p> <p>（守秘義務）</p> <p><u>第9条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</u></p> <p>（庶務）</p> <p><u>第10条 交通会議の庶務は町営バス担当において行う。</u></p> <p>（その他）</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	<p>（その他）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>

